

新潟市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第3号

新潟市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

新潟市自転車等駐車場条例（平成5年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表内野駅前第1自転車等駐車場の項中「新潟市西区内野町563番地」を「新潟市西区内野町444番地9」に改め、同表内野駅前第3自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

内野西が丘駅前東口自転車等駐車場	新潟市西区内野西が丘1丁目1 09番地9	自転車・原動機付 自転車
内野西が丘駅前西口自転車等駐車場	新潟市西区内野西が丘2丁目2 13番地4	自転車・原動機付 自転車

別表第1の2の表両川自転車等駐車場の項を削り、同表矢代田駅西口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

両川自転車等駐車場	新潟市江南区酒屋町954番地 1	自転車・原動機付 自転車
-----------	---------------------	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。